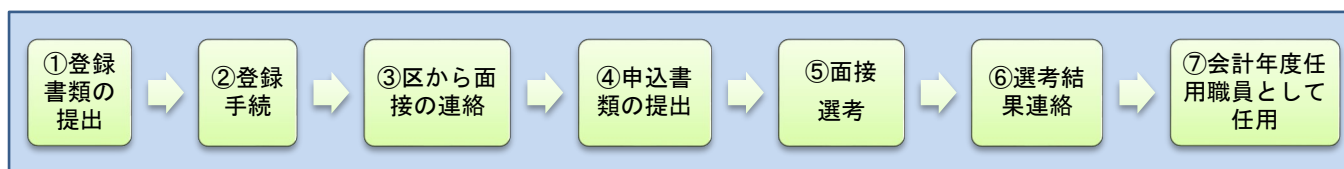


# 瀬谷区こども家庭支援課会計年度任用職員（乳幼児健診等歯科衛生士（日額職））登録制度募集案内

瀬谷区こども家庭支援課会計年度任用職員（乳幼児健診等歯科衛生士（日額職））は、あらかじめ希望する職種や勤務時間等を登録していただき、任用が必要になった職について、登録いただいた方の中から、選考を経て任用を決定します（令和7年度は年度当初の選考を行う予定はありません。欠員が生じた場合等、必要に応じて年度途中に選考を行う場合があります）

瀬谷区こども家庭支援課会計年度任用職員（乳幼児健診等歯科衛生士（日額職））の登録を希望される方は、下記をご確認の上、登録書類をご提出ください。

## 1 登録の申込・選考の流れ



(1) 登録書類（※瀬谷区こども家庭支援課会計年度任用職員（乳幼児健診等歯科衛生士（日額職））登録用紙）に必要事項を記入の上、下記の申込先に持参または郵送で提出してください。

【申込先】瀬谷区役所こども家庭支援課

(2) 申込先で登録手続を行います（任用希望登録の有効期間は、令和8年3月31日までです）。

(3) 選考を行う必要が生じた場合、登録者の中から勤務日等条件のあてはまる方について面接選考を実施します。面接日時等については登録いただいた方に個別にお知らせしますので、面接当日に会計年度任用職員申込書（第1号様式）、資格証明書の原本、資格証明書のコピーを持参してください。

(4) 選考実施後、選考の結果を連絡します。

(5) 選考の結果、採用となった場合は、会計年度任用職員としての任用手続を行います。

### ◆注意事項◆

登録は、任用を約束するものではありません。ご登録いただいても、条件に合わない場合には、面接の連絡は行いません。

## 2 応募資格

令和7年4月1日現在中学校卒業以上の方で、歯科衛生士の資格を有する者

(次ページあり)

### 3 職種、勤務条件等

#### (1) 職種

乳幼児健康診査・歯科衛生士スタッフ

#### (2) 勤務条件

別紙「瀬谷区こども家庭支援課会計年度任用職員（乳幼児健診等歯科衛生士（日額職））勤務条件等一覧」参照

※その他勤務条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定等に基づきます。

#### (3) 身分

地方公務員法第 22 条の 2 に定める会計年度任用職員

#### (4) 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間で必要に応じて任用します。

※勤務成績が良好である場合等、再度任用する場合があります（最大 4 回）。

### 4 欠格条項

地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当する場合には、会計年度任用職員の任用を行うことができません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 横浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者

### 5 雇入時健診

必要に応じ、雇入れ時に健康診断を受診していただくことがあります。

### 6 その他

提出書類に記載されている個人情報、会計年度任用職員の任用手続以外の目的で利用することはありません。

### 7 停止条件

本件は、令和 7 年度予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。

### 8 申込・問合せ先

瀬谷区こども家庭支援課「会計年度任用職員（乳幼児健診等歯科衛生士（日額職）」採用担当

電話 045-367-5760 FAX 045-367-2943